

令和4年度東京都児童相談体制等検討会 第2回（市町村部）

＜議事要旨＞

1 会議概要

(1) 開催日時

令和5年2月7日（月）午後1時30分から午後2時22分まで

(2) 開催方法

オンライン会議

2 議事内容

(1) 今年度の検討結果と来年度の取組事項について

事務局より資料1「検討結果と来年度の取組事項について」に基づき説明

【主な発言等】

- ・ 児童相談所からの区市町村送致の実績としては、令和元年下半期2,102件（東京ルールに基づく区市町村送致は令和元年下半期から開始）、令和2年度が4,854件、令和3年度は5,637件と増加傾向である。一方で、区市町村からの児童相談所送致については、元年度は230件、2年度は145件、3年度は193件となっており、減少傾向である。来年度の東京ルールの区市町村送致を検討する際には、児童相談所への送致も検証していくことが必要である。

(2) 多摩地域の児童相談所管轄区域について

事務局より資料2-1「多摩地域の児童相談所管轄区域について（素案）」、資料2-2「多摩地域の児童相談所管轄区域に関する追加意見」、資料3「多摩地域における都立児童相談所適地調査委託について」に基づき説明

【主な意見交換等】

- ・ 適地調査において、都有地か市有地かなど具体的に検討しているのか。当市は児童相談所設置にあたり協力したいと考えているので連携を図りながら進めていただきたい。（都回答）調査する範囲については今後具体的に考えていく。都としては、フラットに幅広く、調査対象としたいと考えている。

(3) 東京都における児童相談体制の強化について

事務局より資料4「東京都における児童相談体制の強化について」、資料5「令和5年度子供家庭支援センターの体制強化について」、資料6「とうきょう子育て応援パートナー事業」、資料7「令和5年度ヤングケアラー支援事業について」、資料8-1「令和5年度子育て短期支援事業（ショートステイ）の実施体制の強化について」、資料8-2「子育て短期支援整備等事業（乳幼児（2歳未満児）の受皿整備促進）」に基づき説明

(4) 来年度の検討事項及びスケジュール

事務局より資料9「来年度の検討事項及びスケジュールについて」に基づき説明

【主な意見交換等】

- ・ 児童福祉法改正により「こども家庭センター」という名称が出てくるが、東京都の「子供家庭支援センター事業実施要綱」に基づく東京都の子供家庭支援センターとをどのように整理するのか。実施要綱名を変更するなどの検討はされているのか。

(都回答) 今後、実施要綱の内容については一部見直しをする予定だが、名称そのものについては、あくまでも事業名であるため変更する予定はない。現在でも各自治体の子供家庭支援センターについては、それぞれの自治体において様々な呼称で住民の方にご案内されているので必要に応じて変更いただいて構わない。

こども家庭センター設置に伴う支援策の整理としては、子供の支援部門と母子保健の部門の一体化が重要であることから、各区市町村において効果的かつ効率的に進めていただくため、子育て応援パートナー制度や予防的支援モデル事業を用意している。